

○厚生労働省告示第五十五号  
東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（平成二十三年厚生労働省令第百五十二号）第六条第二項、第二十一条、第二十七条第一項及び第二十八条第一項の規定により、次のように労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第百四十四号）第百十二条第一項の指定除染等業務記録保存機関を指定したので、同令第百二十三条の規定に基づき告示する。  
平成二十四年二月二十日  
厚生労働大臣 小宮山洋子

名 称	事 務 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日
財団法人放射線影響協会	東京都千代田区鍛冶町二丁目九番十六号	平成二十四年二月十三日